

# 「令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人佐賀県共同募金会

## 1 趣旨

令和元年8月27日からの大雨により、県内各地で死傷者の人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、県下全20市町において災害救助法が適用されました。

佐賀県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

## 2 義援金の名称

令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金

## 3 受付期間

令和元年9月2日（月）から令和2年2月28日（金）まで

## 4 義援金受入口座

| 金融機関   | 支店名            | 口座番号            | 口座名義                   |
|--------|----------------|-----------------|------------------------|
| 佐賀銀行   | 県庁支店           | 普通預金<br>3044860 | 社会福祉法人佐賀県共同募金会         |
| ゆうちょ銀行 | 00950-9-237585 |                 | 佐賀県共募 令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金 |

※1 佐賀銀行については、全国の地方銀行（64行）本支店の窓口からの振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

## 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

## 6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

## 7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

## 8 この要綱は、令和元年9月2日から施行します。

令和元年9月4日から施行します。(第2版)

### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp